

# 第3次静岡市耐震改修促進計画 概要版

～安心して暮らせる街をみんなの手で～

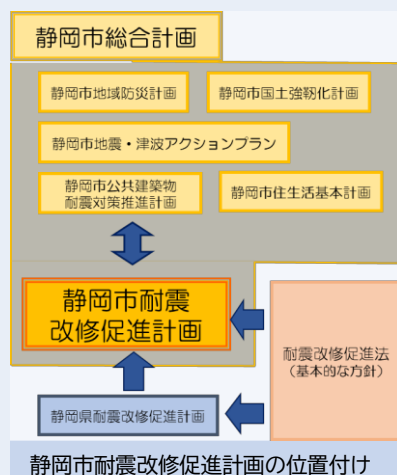
## 1. 静岡市耐震改修促進計画とは

### 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法に基づき、国が定めた基本方針に従って策定するもので、静岡県庁の作成する「静岡県耐震改修促進計画」や、本市の「静岡市総合計画」をはじめとする計画との整合を図っていきます。

本市では、平成20年3月に第1次計画を策定し、平成28年3月に第2次計画を策定し耐震化に取り組んできました。

第2次計画が令和3年3月で満了しますが、**引き続き耐震化に取り組む必要があるため、「第3次静岡市耐震改修促進計画」を策定します。**



### 計画の目的

本計画は、**地震による被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するために「すべての建築物等の耐震改修を含むとした防災・減災対策を迅速かつ計画的に推進すること」**を目的とします。

### 計画とSDGs

本計画では、SDGs(持続可能な開発目標)の達成のため、右図のとおり取り組んでいきます。

目標	取組
11 持続可能な都市	地震等の自然災害による死者や被災者数及び経済的損失を大幅に減らす。
13 気候変動に具体的な対策を	地震等の自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応能力を強化する。

## 2. これまでの取組

### 取組内容

本市では、これまでの計画の中で耐震化の促進に向けて様々な取組を行ってきました。

- 住宅、建築物の耐震化にかかる費用に対する助成
  - 耐震化を住宅の所有者に考えてもらうための耐震合同説明会の開催
  - 大工まつりをはじめとする様々なイベントでのブース展開（模型を活用した耐震化の重要性の啓発）
  - 市内にある危険なブロック塀の調査
- その他にも耐震化が必要な建築物の所有者に、はがきの送付や電話連絡を行っています。



木造住宅の助成制度のチラシ



ブロック塀の調査票



耐震合同説明会



大工まつり

## 3. 現状

令和2年3月現在の静岡市の耐震化の現状は次のとおりです。**住宅**は、総数282,440戸のうち、256,075戸が耐震性を有しており、耐震化率は、【90.7%】です。

また、**特定建築物**は、総数3,012棟のうち、2,803棟が耐震性を有しており、耐震化率は、【93.1%】です。

### 住宅の耐震化の現状

区分	新耐震 (A)	旧耐震 (B+C)		住宅総数 (A+B+C)	耐震性有住宅数 (A+B)
		うち耐震性あり (B)	うち耐震性なし (C)		
木造	128,288	40,592	24,999	168,880	153,287
非木造	85,408	28,152	17,380	113,560	102,788
合計	213,696	68,744	42,379	282,440	256,075

### 特定建築物※1の耐震化の現状

区分	新耐震 (A)	旧耐震 (B+C)		建築物総数 (A+B+C)	耐震性有建築物数 (A+B)
		うち耐震性あり (B)	うち耐震性なし (C)		
多数の者が利用する建築物 (法第14条第1号)	1,950	1,062	853	3,012	2,803

現状 **住宅 約 26,000戸** **特定建築物 約 200棟** が耐震化できていない！

※1 特定建築物：学校、病院等多数のものが利用する建築物(原則、階数が3階以上、床面積が1,000㎡以上)  
 ※旧耐震：昭和56年5月31日以前の基準。「震度5強」程度の地震で倒壊しない建築物であること  
 ※新耐震：昭和56年6月1日以後の基準。「震度6強～7」程度で建物の地震で倒壊しない建築物であること

## 4. 課題

耐震化の課題を以下のように考えています。

### 住宅における課題

- 耐震化の重要性及び各種補助制度について所有者に情報が届いていない。建物の所有者が対象となる住宅に居住していない可能性、DMやチラシ等の郵便物を確認していない可能性。  
→**危険性や必要性を周知するにあたり、その方法の検討や周知活動の強化が必要。**
- 耐震診断は行っているのに、耐震化が完了していない。耐震診断（わが家の無料診断）の実績と比較すると、耐震工事の実績がおよそ8,000件少ない。（＝8,000戸が耐震診断までは完了している。）  
→この8,000戸の建物の所有者に耐震化の弊害を聞き取るとともに誘導が必要。

### 特定建築物における課題

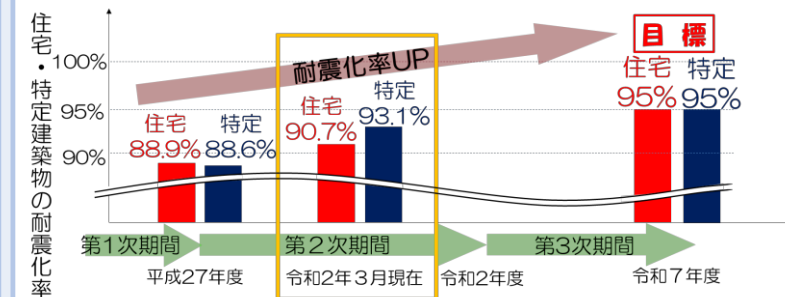
- 所有する建築物が特定建築物であることや耐震化の必要性について情報が行き届いていない、また耐震化を行いたいと思っても、相談先や改修方法がわからない。  
→**耐震化の必要性についての普及啓発や改修手法についての相談が必要。**

## 5. 目標

本計画では、大規模地震等に起因する建物の倒壊や津波による死者数を概ね8割、建築物の全壊棟数を概ね5割減少させるため、

**住宅の耐震化率を95%**  
**特定建築物の耐震化率を95%**

とすることを目標とします。



## 6. 今後の取組

### 新たな取組

#### 耐震診断まで完了している木造住宅の所有者への追跡調査、補強設計・補強工事の啓発

本市のわが家の専門診断制度を活用したが、その後の補強設計・補強工事が確認されていない木造住宅が約8,000戸あります。その所有者を対象に**現在の耐震化の状況を確認する追跡調査**を行います。

またこの中で、未だに耐震化がされていない場合には、耐震化の促進のために、再び補助制度の説明をするとともに、**希望者には建築士を交えた相談会を実施します。**

#### 空き家対策事業との連携

耐震化の重要性を説明し、解体を含めた耐震化を促すために、**空き家の所有者に対して、空き家対策事業と連携して説明、周知を進めていきます。**

#### 特定建築物、沿道建築物の所有者との相談会の実施

**耐震合同説明会**は過去、一定の成果をあげているため、**特定建築物や沿道建築物の所有者に対しても、同様に行います。**

また所有者の意向に応じて、建替えや解体等も視野に入れ、耐震化に向けた支援や誘導をしていくために、個別訪問にも力を入れていきます。

### 継続、強化する取組

#### 連合自治会や各自治会・町内会への耐震PRの強化

耐震の重要性についてのPRの機会を増やすことで、耐震化への意識を高めるために、連合自治会や町内会、関係課と協力、連携して取り組んでいきます。

#### 専門家と行政が力を合わせた耐震相談会の継続

所有者の疑問や課題等を相談会を通じて解決するために、出前講座の機会を増やし、専門家（建築士や施工者）と協力して取り組んでいきます。